

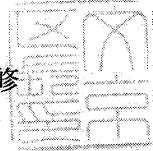


2020文総総第85号

令和2年4月28日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明様

文京区長 成澤廣修



令和2年度（情運）諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「条例」という。）第14条第2項第4号及び同条第3項の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諒問事項

在宅高齢者の生活実態の把握における「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用並びに目的外利用における本人宛通知の省略について

2 諒問の趣旨

高齢者あんしん相談センターの本所及び分室（計4か所）に、新たに「高齢者見守り相談窓口」を設置し、対象となる在宅高齢者について、早期の支援や見守り活動などにつなげることを目的に、戸別訪問による生活実態の把握（以下「実態把握」という。）を行う。

実態把握の対象者を抽出するに当たり、福祉部介護保険課における「介護保険業務」において収集している「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することについて、条例第14条第2項第4号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

あわせて、条例第14条第2項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならないが、実態把握は3年間にわたって実施されるものであり、一斉通知により混乱が生じるおそれがある等の理由から、本人宛通知を省略したいので、条例第14条第3項の規定により、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

3 添付資料

在宅高齢者の生活実態の把握における個人情報の取扱いについて

4 担当

文京区福祉部高齢福祉課地域包括ケア推進係